

福岡市公報

令和5年9月14日 第6990号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部改正(第94号).....	1
告 示	
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第212号).....	2
○電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等(第213号).....	2
公 告	
○一般競争入札の実施(第247号).....	3
○一般競争入札の実施(第248号).....	5
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施(第249号).....	6
○特定調達契約等に係る一般競争入札の実施(第250号).....	8
○建築許可に係る公開による意見の聴取(第251号).....	9
○指定管理者の公募(第252号).....	9
○都市景観形成地区等の原案の縦覧(第253号).....	12

規 則

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第94号

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和3年福岡市規則第104号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項及び第3項中「第3条から第6条まで」を「第3条から第8条まで」に改

める。

第16条を第17条とする。

第15条中「第8条」を「第10条」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第7条第1号」を「第9条第1号」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(掲示又は公示通知に係る自動公衆送信による公衆の閲覧)

第14条 市長等は、条例第7条又は第8条第1項の規定に基づき、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するときは、福岡市ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福岡市告示第212号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域(特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。)を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定する区域

福岡市東区箱崎四丁目4105番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

福岡市告示第213号

福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の規定に基づき、市長等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うものについて、福岡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則第3条の規定により次のように告示する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

根拠となる条例等の名称	条項	対象となる手続等
福岡市モーターボート競走実施規則(平成22年福岡市規則第94号)	第 6 条	福岡市モーターボート競走実施規則に関係ある事項の掲示
	第49条第 3 項	出場する選手、ボート及びモーターの変更の掲示
	第63条	舟券の発売枚数の掲示
	第65条	払戻金の額の掲示
福岡市庁舎自転車駐車場条例(平成16年福岡市条例第52号)	第 5 条	自転車駐車場を休場する旨の掲示
福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例(昭和49年福岡市条例第32号)	第 7 条第 4 項	緑地保全林地区である旨の掲示
福岡市営駐車場条例(昭和44年福岡市条例第36号)	第 9 条	駐車場の供用を休止する旨の掲示
福岡市自転車駐車場条例(昭和60年福岡市条例第29号)	第 4 条第 2 項	自転車駐車場を休場する旨の掲示
福岡市営住宅条例(平成 9 年福岡市条例第40号)	第 7 条第 2 項 第 4 号	入居者の公募の掲示

公 告

福岡市公告第247号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市契約事務規則第 5 条の規定により次のように公告する。

令和 5 年 9 月 14 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
-----	-----	-----

一般土木A	和白水処理センターB系生物反応槽耐震補強工事	
一般土木B	二見ヶ浦エリアにおける立ち寄りスポット造成工事	総合評価落札方式
	草ヶ江（別府六丁目）外地区下水道築造工事	
	塩原（清水一丁目外）地区下水道築造工事	
	箱崎浜（箱崎ふ頭六丁目）地区下水道築造工事	
一般土木C	令和5年度博多川護岸改修工事	
	吉塚655号線道路改良工事	
	姪の浜（福重四丁目）外地区下水道築造工事	
	草ヶ江（鳥飼七丁目）外地区下水道築造工事	
	東区松島二丁目外地内再生水管布設工事	
	清水干隈線電線共同溝整備工事（その5）	
	市道宮ノ浦線道路改良工事（その9）	
	市道潟元浜線外1路線道路改良工事	
	主要地方道福岡志摩前原線函渠工事（その1）	
	草ヶ江（別府三丁目外）地区下水道築造工事	
	西新小学校外構整備工事	
	西入部4丁目地内水路改良工事	
	東部（伏谷）埋立場第5区画整備工事（その11）	
	那珂川リバーフロントプレイス改良工事	
	東区下原5丁目地内蓼原池洪水吐改修工事	
	福浜小学校外1校外構改良工事	
	雑餉隈駅外1件自転車駐車場整備工事	
	水崎川河川改良（平瀬橋～沖田橋河床掘削）外工事	
	国道385号（清美大橋西）外2路線交差点改良工事	
	堅粕第3ポンプ場（土木構造物）耐震補強工事	
貝塚駅周辺土地区画整理事業下水道築造工事（その4）		
東部（伏谷）埋立場場内整備（第3区画雨水排水）外工事		

港湾土木	令和5年度アイランドシティ地区覆土撤去工事（その16）	総合評価落札方式
	令和5年度アイランドシティ地区覆土撤去工事（その15）	
	令和5年度アイランドシティ地区覆土撤去工事（その17）	
電気B	福岡競艇場中央スタンド空調設備更新電気工事	
	マリンメッセ福岡A館第2・第3駐車場照明設備更新工事	
	原中学校夜間照明設備更新工事	
	南当仁小学校夜間照明設備更新工事	
	席田中学校夜間照明設備更新工事	
	下山門小学校夜間照明設備更新その他工事	
管A	南部療育センター（仮称）新築衛生設備工事	総合評価落札方式
	東エリア特別支援学校高等部校舎新築衛生設備工事	
管B	障がい者スポーツセンター内部改造衛生設備その他工事	
	福岡中央特別支援学校便所改造衛生設備工事	
	南区役所給排水設備更新工事	
	多々良中学校便所改造衛生設備工事	
造園A	百道中央公園整備（その1）工事	総合評価落札方式

- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり配布する。
 - (1) 方法
入札情報サービスシステムにより配布する。
URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>
 - (2) 期間
この公告の日から令和5年9月22日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間
午前6時から午後10時まで

福岡市公告第248号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のよう

に公告する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A	東エリア特別支援学校高等部校舎新築電気工事	総合評価落札方式
	南部療育センター（仮称）新築電気工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年9月26日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第249号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名

免税軽油の購入

(2) 予定数量

164,000リットル

2 入札日時

令和5年10月19日午後3時30分（郵送による場合は、同月18日午後5時までに必着とする。）

3 落札者の決定方法

地方自治法第234条第3項本文の規定により落札者を決定する。

- 4 詳細は、入札説明書による。
- 5 入札説明書を次のとおり交付する。
 - (1) 場所
福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市財政局財政部契約課
電話 092-711-4186
 - (2) 期間
この公告の日から令和5年9月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- 6 今後の入札公告予定時期
令和5年10月から令和6年1月までの各月

【英文の要約】

SUMMARY

1. Item(s) up for tender

- (1) Nature of the product(s) or service(s) to be procured
Purchase of tax-free diesel
- (2) Quantity of the product(s) or service(s) to be required
164,000 liters

2. Date & time of tender

3:30 p.m. October 19, 2023

(Tender by post to arrive by 5 p.m., October 18, 2023)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Place

Contract & Acquisition Section, Finance Department,
Finance Bureau, Fukuoka City Hall
1-8-1, Tenjin, Chuo-ku, Fukuoka City
Tel: (092)711-4186

(2) Period

From the date of this notice to September 25, 2023, excluding weekend(s)
and holiday(s)

(3) Time

From 10 a.m. to 4 p.m., except from noon to 1 p.m.

5. The next notices of tender:

- Every month from October 2023 to January 2024

福岡市公告第250号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約等を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 入札に付する事項

子ども・子育て支援システム構築・保守業務委託

2 入札日時

令和5年10月25日午前10時（郵送による場合は、同月24日午後5時までに必着とする。）

3 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する。

4 詳細は、入札説明書による。

5 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

本市ホームページにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/reform/business/ippankyousounyuusatsu_kodomokosodate_kouchiku.html

(2) 期間等

この公告の日から令和5年9月26日午後5時まで

【英文の要約】

SUMMARY

1. Contract(s) up for tender

Development and Maintenance of the System for Child Support and Childcare Services

2. Date & time of tender

10 a.m., October 25, 2023

(Tender by post to arrive by 5 p.m., October 24, 2023)

3. For details, refer to the Tender Explanation Form.

4. The Tender Explanation Forms are available as follows:

(1) Distribution Method

https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/reform/business/ippankyousounyuusatsu_kodomokosodate_kouchiku.html

(2) Period

From the date of this notice to 5 p.m., September 26, 2023

福岡市公告第251号

建築基準法第48条第15項の規定に基づき、同条第5項ただし書の規定による建築許可について、利害関係を有する者の出頭を求め、公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定により次のように公告する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 意見の聴取の日時

令和5年9月20日(水)午後7時

2 意見の聴取の場所

福岡市早良区東入部二丁目14番8号

早良区役所入部出張所

3 許可しようとする建築物の建築の計画

申請者の住所及び氏名	敷地の位置	用途地域	建築物の用途	工事種別
福岡市早良区東入部二丁目18番7号 高田食品工業株式会社	福岡市早良区東入部六丁目335番1及び337番1の各一部ほか	第一種住居地域	倉庫付き工場	新築

福岡市公告第252号

福岡市音楽・演劇練習場条例(以下「条例」という。)第14条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則(以下「規則」という。)第19条の規定により次のように公告する。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市千代音楽・演劇練習場	福岡市博多区千代一丁目

2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (2) 当該公の施設の利用の許可に関する業務
- (3) 当該公の施設の使用料の徴収に関する業務
- (4) 当該公の施設の使用料の減免に関する業務
- (5) 当該公の施設の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

(1) 開館時間

午前10時から午後10時30分まで

(2) 休館日

毎月の第3水曜日及び12月28日から翌年1月3日まで

(3) 使用料の徴収

条例第6条第1項並びに規則第11条及び第12条に定める額を徴収すること。

(4) 使用料の納入の手続

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 使用料の減免の基準及び手続

条例第7条及び規則第15条に定める基準及び手続によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(7) 利用者の使用を制限するときの要件

条例第3条第1項に定める要件によること。

(8) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

法人その他の団体又は法人その他の団体により構成される共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること

イ 暴力団員が実質的に運営していること

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

(5) 法人等及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 場所

ア インターネット

福岡市ホームページ

イ 窓口

福岡市役所（経済観光文化局文化振興部文化施設課）

福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話 092-733-5113

(2) 期間等

ア インターネット

令和5年9月19日から同年11月7日まで

イ 窓口

(ア) 期間

令和5年9月19日から同年11月7日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和5年11月8日から同月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局文化振興部文化施設課）

電話 092-733-5113

福岡市公告第253号

都市景観形成地区等の原案を作成するので、福岡市都市景観条例第12条第3項の規定により次のように公告する。

なお、当該地区の住民その他利害関係人は、当該原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、福岡市長に意見書を提出することができる。

令和5年9月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 都市景観形成地区等の原案に係る都市景観形成地区の名称、位置及び区域

名 称	位置及び区域
筥崎宮地区都市景観形成地区	福岡市東区箱崎一丁目及び馬出五丁目の各一部

2 都市景観形成地区等の原案の縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室）

3 都市景観形成地区等の原案の縦覧期間

この公告の日から令和5年9月27日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）